大韓民国の在外選挙は
次のように実施します。

韓国・中央選挙管理委員会

WWW.nec.go.kr

☎82－2－503－0648
FAX82－2－504－5350

大韓民国大統領選挙と国会議員選挙
海外でも投票することができる(1)

◉ 選挙権があるすべての在外国民は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙に投票することができ、韓国内に住民登録をしていたり居所申告をした人は任期満了に伴う地域区国会議員選挙にも投票権を行使できます。

選挙権があるすべての在外国民は、韓国内に住民登録をしていたり居所申告をした人（以下"一時滞留者"とする)と、韓国内に住民登録をしていなくて居所申告もしていない人(以下"永住権者"とする)とに分けられ、一時滞留者は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙および地域区国会議員選挙に投票することができ、永住権者は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙に投票することができます。

在 外 国 民	参 加 で き る 選 挙
韓国内に住民登録をしていたり居所申告をした者 【一時滞留者】	・大統領選挙 ・任期満了に伴う国会議員選挙 （比例代表＋地域区）
韓国内に住民登録をしていなくて、居所申告もしていない者【永住権者】	・大統領選挙 ・任期満了に伴う比例代表国会議員選挙

<資料提供 韓国・中央選挙管理委員会(WWW.nec.go.kr)>

選挙管理委員会は政治的中立と
公 正 な 選 挙 管 理 を 最 優 先 し て い ま す